

2021年8月11日からの大雨により被災された地域にお住まいのお客さまに対する

電気料金の特別措置について

(九州電力送配電株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年8月11日からの大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東北電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年8月30日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（九州電力株式会社WEBサイト2021年8月18日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

【福岡県】久留米市

【佐賀県】武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【長崎県】雲仙市

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【福岡県】小郡市、朝倉市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、三潞郡大木町

【佐賀県】鳥栖市、神崎市、伊万里市、唐津市、多久市、鹿島市、三養基郡みやき町、西松浦郡有田町、杵島郡江北町・白石町

【長崎県】大村市、東彼杵郡波佐見町・川棚町・東彼杵町、諫早市※、島原市、南島原市

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長 (*1)

2021年7月(支払期日が8月12日以降のものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

(*1) 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL : 03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日 : 10:30～15:00 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル : 0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方 : 03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上